

狩猟期間のお知らせ

11月15日(木)から平成31年2月15日(金)までは狩猟期間です。遠方から来られるハンターもおられますので、山に入られる時は、十分ご注意ください。なお、ニホンジカおよびイノシシについては、狩猟期間が平成31年3月15日(金)まで延長されていますので、ご注意ください。

●**入山される方へ** 入山される時は、よく目立つ服装をすることやラジオなど音が出るものを携帯するなど、事故防止にご協力をお願いします。

●**狩猟される方へ** 近年、南丹市管内では事故は発生していませんが、全国的には人をニホンジカやイノシシと間違えて発砲する事故が発生しています。特に猟銃を使用される場合は、細心の注意をお願いします。

☎南丹広域振興局企画調整室

☎(0771) 22-0426

☎農林整備課

☎(0771) 68-0012

クマ出没に係る注意喚起と被害防止対策について

これからの季節は、クマが冬眠に備え、食べ物求めて活発に行動する季節です。クマの誘引物である栗や柿などの果実、養蜂箱などを狙って、集落内へ出没するケースも数多く見受けられますので、クマの出没には十分ご注意ください。また、不要な栗や柿などの果実は除去するなど、クマを寄せ付けない環境づくりにもご協力ください。

<有効な被害対策>

●クマにあわないために

・クマの活動時間帯である夕方から朝にかけての外出はできるだけ控えましょう。

・クマは音やにおいに敏感です。音の出るものを携帯しましょう。

●クマを寄せ付けないために

・誘引物を除去しましょう。栗や柿などの果実は早期に収穫し、収穫する予定のない果実や地面に落ちた果実は早期に除去しましょう。収穫しない野菜の放置もやめましょう。また、生ごみは野外に放置せず、田畑への残飯まきもやめましょう。養蜂箱も撤去しましょう。万一撤去できない場合も、通学路沿いなど人の通る場所にあるものは移動させましょう。

・環境整備をしましょう。山と集落の間にクマが潜みやすいヤブや草むらがある場合は、刈り取って見通しを良くしましょう。

☎農林整備課

☎(0771) 68-0012

☎各支所地域推進課

☎八木(0771) 68-0020

日吉(0771) 68-0030

美山(0771) 68-0040

指名手配被疑者の検挙にご協力をお願いします

全国では約650人の指名手配被疑者が逃亡中です。特徴が似ている人を見つければ、迷わず警察に通報してください。

☎京都府南丹警察署

☎(0771) 62-0110

働き方関連法の順次施行で働き方が変わります

働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現するため、働き方改革を推進しています。一人一人がより良い働き方ができるよう、働き方関連法が改正されます。

<時間外労働の上限規制が導入されます>

(2019年4月1日～※中小企業は2020年4月1日～)

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内(休日労働を含む)、月100時間未満(休日労働を含む)を超えることはできません。

<年5日間の年次有給休暇の付与が義務付けられます>

(2019年4月1日～)

使用者が労働者の希望を踏まえて、年5日は時季を指定して付与することが義務化されます。

<正規労働者と非正規労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます>

(2020年4月1日～※中小企業は2021年4月1日～)

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

※詳細は京都労働局ホームページの働き方改革をご覧ください。☎<https://jsite.mhlw.go.jp/>

時間外労働の上限規制や年次有給休暇の付与

☎京都労働局労働基準部監督課

☎(075) 241-3214

正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の解消

☎京都労働局雇用環境・均等室

☎(075) 241-3212